

令達した訓令一覧

令和6年

令達 番号	訓令名
1	杉並区戸籍事務取扱規程の一部改正

杉並区訓令第1号

庁中一般

杉並区戸籍事務取扱規程（昭和61年杉並区訓令甲第39号）の一部を次のように改正する。

令和6年2月28日

杉並区長 岸 本 聡 子

第4条中「交付請求書つづりは、」を「つづりは、請求のあつた」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第120条第1項に規定する戸籍証明書又は同項に規定する除籍証明書（以下「戸籍証明書等」という。）の交付請求書

(2) 戸籍法第10条第1項に規定する戸籍謄本等又は同法第12条の2に規定する除籍謄本等（以下「戸籍謄本等」という。）の交付請求書  
第4条第3号中「いう。）」の次に「の交付請求書」を加え、同条に次の3号を加える。

(4) 届書その他の書類に記載した事項又は届書等情報（戸籍法第120条の4に規定する届書等情報をいう。以下同じ。）の内容の証明書（以下「届書記載事項証明書等」という。）の交付請求書

(5) 届書その他の書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧請求書

(6) 戸籍法第120条の3第1項に規定する戸籍電子証明書又は同項に規定する除籍電子証明書（以下「戸籍電子証明書等」という。）を行政機関等に提供することの請求書

第5条中「戸籍の全部事項証明書等及び戸籍謄本等の交付並びに戸籍の届書に関する事務」を「次に掲げる事務」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 戸籍証明書等、戸籍謄本等、受理証明書等及び届書記載事項証明書等の交付

(2) 届書その他の書類又は届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務

(3) 戸籍法第120条の3第3項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号又は同項に規定する除籍電子証明書提供用識別符号（以下「戸籍電子証明書提供用識別符号等」という。）の発行

(4) 届書その他の書類の受理

第6条中「交付請求書」の次に「、届書その他の書類に記載した事項の証明書の交付請求書又は届書その他の書類の閲覧請求書」を加える。

第7条の見出し中「届書」を「届書その他の書類」に改め、同条中「戸籍の届書」を「届書その他の書類」に改める。

第8条の見出し中「戸籍の全部事項証明書等」を「戸籍証明書等」に改め、同条第1項中「戸籍の全部事項証明書等及び戸籍謄本等並びに受理証明書等」を「戸籍証明書等、戸籍謄本等、受理証明書等及び届書記載事項証明書等」に改め、同条第2項中「区民係に」を「庁外区民係に」に改め、「戸籍謄本等」の次に「又は届書その他の書類に記載した事項の証明書」を加え、同条に次の3項を加える。

3 届書その他の書類及び届書等情報の内容を表示したものは、閲覧請求のあつた区民係において閲覧に供する。

4 庁外区民係において届書その他の書類を閲覧に供する場合には、区民課区民係から模写電送装置により電送された書類を閲覧に供する。

5 戸籍電子証明書提供用識別符号等は、戸籍電子証明書等を行政機関等に提供することの請求のあつた区民係において発行する。

第9条中「戸籍の届書」を「届書その他の書類」に改める。

第11条第1項中「戸籍の全部事項証明書等及び戸籍謄本等並びに受理証明書等の交付請求書件数及び交付件数」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 戸籍証明書等、戸籍謄本等、受理証明書等及び届書記載事項証明書等の交付請求書件数及び交付件数

(2) 届書その他の書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧請求書件数及び閲覧件数

(3) 戸籍電子証明書等を行政機関等に提供することの請求書件数及び戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行件数

第12条第1号中「第58条及び」を「第58条第2項並びに」に改め、「第9条第2項」の次に「及び第19条第3項」を加える。

第13条に次のただし書を加える。

ただし、杉並区夜間警備勤務規程（昭和47年杉並区訓令甲第6号）第1条に規定する夜間警備が死亡届又は死産届等を受領した場合については、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。